

医療保険制度改革の概要



平成20年4月からの
制度改革の概要をお知らせします。

(1) 保険給付に関すること

- ① 医療費の自己負担が2割に軽減される乳幼児の対象年齢が3歳未満から義務教育就学前までに拡大されます。

改正前 3歳未満 → 改正後 義務教育就学前

- ② 70歳～74歳の一般の方の自己負担割合が1割から2割になり、自己負担額も引き上げられます。なお、現役並所得者は変更ありません。

改正前	自己負担限度額		→	改正後	自己負担限度額	
	自己負担割合	外来のみ			世帯単位	自己負担割合
1割	12,000円	44,400円		2割	24,000円	62,100円

多数該当の場合44,400円

- ③ 療養病床に入院した場合に、食費と居住費を負担する方の対象年齢が70歳以上から65歳以上に拡大されます。

改正前 70歳以上 → 改正後 65歳以上

- ④ 医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算する自己負担限度額が新たに創設されます（高額介護合算制度）。



年齢区分	所得区分	自己負担限度額
75歳以上	現役並所得者	年額 670,000円
	一般	年額 560,000円
70歳～74歳	現役並所得者	年額 670,000円
	一般	年額 620,000円
69歳以下	現役並所得者	年額1,260,000円
	一般	年額 670,000円

(2) 保険料に関すること

- ① 健康保険組合が実情に応じて設定することができる一般保険料率の上限が、95/1000から100/1000に引き上げられます。

改正前 95/1000 → 改正後 100/1000

- ② 現行の一般保険料が「基本保険料」と「特定保険料」に分けられ、高齢者の支援に充てられる保険料が明確になります。

●基本保険料

加入者への医療給付、健康づくりを支援する保健事業などに充てる保険料です。

●特定保険料

後期高齢者支援金や前期高齢者納付金などに充てるための保険料です。

	現 行		
健康保険料 (収 入)	一般保険料		
支 出	老人保健拠出金、退職者給付拠出金等	加入者の法定給付費	事務費、付加給付費、 保健事業費等
	↓		
	平成20年度以降		
健康保険料 (収 入)	特定保険料（一般保険料）	基本保険料（一般保険料）	
支 出	後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、 退職者給付拠出金等	加入者の法定給付費	事務費、付加給付費、 保健事業費等

(3) 新制度に関すること

「老人保健制度」と「退職者医療制度」に代わる新しい制度として、「前期高齢者医療制度」と「後期高齢者医療制度」が新たに創設されます。

新しい制度の創設に伴い、「老人保健制度」と「退職者医療制度」は廃止となりますが、「退職者医療制度」は65歳未満の退職者を対象に、経過措置として平成26年度まで存続します。

●前期高齢者医療制度

65歳～74歳の高齢者が加入する保険者がかたよることで、保険者間の負担に生じる不均衡を調整する制度です。

●後期高齢者医療制度

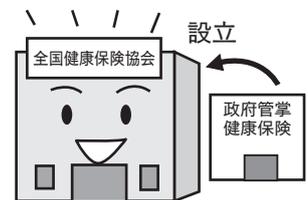
都道府県単位の広域連合が保険者となり、75歳以上および65歳以上の寝たきり等の高齢者が加入する独立した制度です。

(4) 健診に関すること

40歳～74歳の被保険者・被扶養者に対して、メタボリックシンドロームに重点を置いた健診の実施と健診結果に基づく保健指導の実施が健康保険組合の義務になります。

(5) その他

- 平成20年10月から「政府管掌健康保険」に代わる新しい組織として「全国健康保険協会」が設立されます。
- 平成24年3月までに、療養病床を他の施設に転換するなど、約38万床から15万床まで減らす改正が実施されます。



後期高齢者医療制度への移行



上述しましたとおり、平成20年4月より新しい高齢者医療制度が創設されます。現行の老人保健制度における75歳以上の方および65歳以上の寝たきり等の方（以下「加入対象者」という）が加入する制度で、「後期高齢者医療制度」といいます。保険者は都道府県単位の広域連合となります（現在の老人保健制度の保険者は各市区町村の自治体です）。

現行では、当組合が被扶養者と認定している方（家族）が老人保健制度の加入対象者であっても、被扶養者資格はそのままで当組合に加入していますが、新しい制度では加入対象者の方すべてが後期高齢者医療制度の加入者となるため、当組合の被扶養者資格は喪失することになります。

加入事業所における一般被保険者および特例退職者制度における被扶養者（家族）が、その被保険者（本人）よりも先に75歳になった場合は、被扶養者のみ「後期高齢者医療制度」に加入することになります。その逆の場合、被保険者（本人）が「後期高齢者医療制度」に加入し、被扶養者は国民健康保険に加入することになります。「後期高齢者医療制度」では、保険料は介護保険同様、一人ひとりに対して、賦課・徴収されることとなりますが、現行の老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行者に対しては、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度加入から2年間、保険料が軽減されます。

加入事業所における一般被保険者および特例退職者制度における被扶養者（家族）が、その被保険者（本人）よりも先に75歳になった場合は、被扶養者のみ「後期高齢者医療制度」に加入することになります。その逆の場合、被保険者（本人）が「後期高齢者医療制度」に加入し、被扶養者は国民健康保険に加入することになります。「後期高齢者医療制度」では、保険料は介護保険同様、一人ひとりに対して、賦課・徴収されることとなりますが、現行の老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行者に対しては、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度加入から2年間、保険料が軽減されます。

当組合としましては、平成20年4月以降、「後期高齢者医療制度」の加入対象者となる方には、事前に当組合よりお知らせすることを現在検討しています。